

令和7年度(2025年度)

吹田市消費生活相談員(会計年度任用職員)募集要項

1 募集人数	若干名
2 受験資格	<p>(1)次のいずれかの資格をお持ちの方</p> <ul style="list-style-type: none">・消費生活相談員(国家資格)・消費生活専門相談員(独立行政法人国民生活センター)・消費生活アドバイザー(一般財団法人日本産業協会)・消費生活コンサルタント(一般財団法人日本消費者協会) <p>(2)パソコンの基本的操作ができる方</p> <p>*消費生活に関する知識の普及及び啓発のため資料等を作成いただく予定です。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する人は受験できません。</p> <p>【欠格事項】(地方公務員法第16条)</p> <ol style="list-style-type: none">1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者2 吹田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
3 勤務条件	<p>(1)勤務内容</p> <ul style="list-style-type: none">・消費生活に関する相談の対応及び相談情報データの入力・消費生活に関する知識の普及及び啓発・その他 <p>(2)勤務場所</p> <p>吹田市消費生活センター 吹田市朝日町3番203号 吹田さんくす3番館</p> <p>(3)勤務日数</p> <p>月曜日から金曜日のうち指定する3.5日(週3.5日勤務) ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までは休みです。</p> <p>(4)勤務時間</p> <ul style="list-style-type: none">・週3日は午前9時から午後5時30分まで休憩時間(45分間)を除く7時間45分・週1日は午前9時から午後1時若しくは午後1時30分から午後5時30分までの4時間 <p>合計週27.25時間</p> <p>※業務都合により、時間外に勤務の可能性があります。</p> <p>(5)休暇</p> <p>勤務日数及び任用期間に応じて年次休暇等を付与 (最大10日)</p> <p>(6)給与等</p> <p>月額229,839円(地域手当等を含む)</p>

※1 紹介改定を行う可能性あり

※2 吹田市会計年度任用職員の紹介等に関する条例に基づき、通勤手当、期末・勤勉手当等を支給

(7)社会保険 健康保険・厚生年金・雇用保険等

(8)その他 ・特定退職金共済制度及び吹田市勤労者福祉共済制度に加入

・任用時はすべて条件付とし、原則として任用後1か月を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

4 採用の時期 令和8年(2026年)4月1日

5 任用期間 令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで
※次年度以降も任用の必要性があり、かつ、勤務成績が良好な場合は再度の任用を行うことがあります。

6 受験手続 (1) 申込方法

ア 原則インターネット申込みとします。

- ・申込みの際に利用者登録は必要ありません。
- ・手続きの際、写真及び応募に必要な資格証の写しのアップロードが必要です。

※写真は、申込前6か月以内に撮影した脱帽上半身正面向きで、本人と確認できるもの。

※アップロードできるファイル形式は、「.jpeg」、「.jpg」、「.png」です。

写真の推奨サイズは縦560ピクセル× 横420ピクセルです。アップロードできる画像サイズは最大1MBです。(資格証の写しは「.pdf」可)

- ・小論文テーマ「消費者を取り巻く現状と課題を踏まえての相談員としての抱負」(800字以内)の作成があります。

※小論文は、不測の事態(通信障害、ブラウザエラー等)に備え、事前にWord やテキスト等へ内容を保存した上で、システムに入力してください。

- ・登録フォームから手続きを行った後に「申込完了通知メール」が吹田市から自動送信されます。「申込完了通知メール」が届かない場合は、申込手続きに不備がある可能性があります。吹田市市民部市民総務室消費生活担当(直通:06-6384-1354)までご連絡ください。

※連絡は、1月1日～1月3日及び土日祝日を除く、午前9時～午後5時30分になります。

※受信拒否設定をされている場合は、メールを受信できるように設定変更をお願いします。

- ・入力には一定の時間制限がありますので、事前に入力項目を確認した上で行ってください。

・試験の申込みに使用するパソコン等の通信回線上に係るトラブルについては、市は責任を負いません。

・試験申込期間中は24時間申込可能ですが、システムの保守等を行う必要がある場合又は重大な障害等が発生した場合等は事前の通知を行うことなくシステムの運用を停止する場合があります。このために生じた試

験の申込みの遅延等について市は責任を負いません。

【申込フォーム】

https://apply.e-tumo.jp/city-suita-osaka-u/offer/offerList_detail?tempSeq=26936

イ インターネット申込みができない場合

- ・下記の書類を持参又は郵送で市民総務室へ提出してください。
- ・郵送の場合は、最終日(1月 23 日)消印有効。特定記録郵便で送付してください。持参の場合は月～金曜日(1月1日～1月 3 日及び祝日を除く午前 9 時～午後 5 時 30 分)

【申込みに必要な書類】

- (ア) 消費生活相談員(会計年度任用職員)採用試験申込書
※申込書に貼付する写真は、6か月以内に撮影した脱帽
上半身正面向きで、本人と確認できるもの
- (イ) 小論文 800 字以内。書式は問いません。
テーマ「消費者を取り巻く現状と課題を踏まえての相談員としての抱負」
- (ウ) 資格証の写し
※募集要項及び消費生活相談員採用試験申込書は、市ホームページからダウンロードできます。

吹田市ホームページ:

<https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1019085/1019086/1040883.html>

また、下記でも配布しています。

- ・吹田市消費生活センター（吹田市朝日町3番 203 号さんくす3番館）
- ・吹田市役所市民総務室 1階105 窓口(吹田市泉町1丁目3番40号)

(2) 申込受付期間

令和8年(2026 年)1月 1 日(木)～令和8年(2026 年)1月 23 日(金)

7 試験の日時等 (1)日 時 令和8年(2026 年)2月14日(土)又は 2 月 15 日(日)
(時間等詳細は別途通知)

(2)会 場 吹田市役所 中層棟 4 階 第4委員会室

(3)方 法 面接及び申込み時に提出された小論文

(4)合否発表 令和8年(2026 年)3月上旬に合格者の受験番号のみホームページに掲載。あわせて合否に関わらず全員に郵送で通知。

8 その他

- (1)虚偽の記載があるときは、消費生活相談員として任用される資格を失うことがあります。また、採用後においても免職されることがあります。
- (2)受験に必要な書類の記載については、不備のないよう十分注意してください。
- (3)受験に関する提出書類は、一切お返ししません。
- (4)受験に関する提出書類に記載された情報は、この採用試験の円滑な遂行のためにのみ用い、それ以外の目的には一切使用しません。
- (5)天候等の状況により試験の実施が危惧されるときは、お問い合わせください。

9 書類提出・問い合わせ

〒564-8550
吹田市泉町1丁目3番40号 1階 105 窓口
吹田市 市民部 市民総務室 消費生活担当
電話 06-6384-1354
問合せ時間：平日午前9時～午後5時30分